

資格情報のお知らせー斉発行について FAQ

令和6年11月11日掲載

令和6年11月12日更新

更新日

QA内容

Q1. 「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」は、なぜ送付するのですか？

11/11

A1. 加入者の皆さんに安心して“マイナ保険証”を利用していただくため、健康保険組合で登録している個人番号下4桁を含む資格情報（保険者名称・記号・番号など）の正確性をご自身で確認いただくためのものです。

加えて、マイナ保険証には現行の健康保険証に記載されている資格情報がないため、健康保険組合への各種申請書提出の際にもご利用いただけます。

Q2. 「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」に記載されている情報に誤りがあった場合は？

11/11

A2. お手数ですが、11月29日（金）までに当健保組合（担当：武田）へご連絡をお願いします。

- ・ トール：80-2580
- ・ メール：h-kenpo@hepco.co.jp
- ・ 電話：011-251-4237

Q3. 医療機関を受診するとき、このお知らせを持参するのですか？

11/11

A3. マイナ保険証や従来の健康保険証（令和7年12月1日まで）で受診は可能ですが、マイナ保険証のカードリーダーがない（約5%といわれています）医療機関やカードリーダーが不具合で使用できないときにマイナンバーカードと一緒に提示することにより受診することができます。よって、マイナンバーカードと一緒に携帯をお願いします。

※このお知らせだけでは受診できません。

Q4. 「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」の送付対象者は誰ですか？

11/11

A4. 原則、令和6年10月15日時点の加入者にお送りしています。10月16日以降の加入者については、12月2日以降早々に個人番号下4桁を含まない「資格情報のお知らせ」を送付する予定です。

Q5. 「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」を紛失・破損してしまいました。再交付は可能ですか？

11/12
NEW!

A5. マイナポータルからご自身の資格情報を確認できる場合は再交付の手続きは不要ですが、確認できない場合は再交付の手続きをお願いいたします（申請書は後日、健康保険組合のホームページに掲載します）。

Q6. マイナンバーカードに健康保険証が利用登録されているかを確認する方法はありますか？

11/12
NEW!

A6. スマートフォンですと、マイナポータルログイン後、証明書ー健康保険証でマイナンバーカード利用状況が確認できます。登録されている方は「登録済」と表示され、資格情報が確認できます。

以上